

令和3年 第11回栗原市農業委員会総会議事録

令和3年11月26日 午後1時30分、下記の件の議定のため、令和3年第11回 栗原市農業委員会総会を、栗原市役所金成庁舎に招集した。

- 日程第 1 議事録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 事務報告
- 日程第 4 報告第 1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 日程第 5 報告第 2号 使用貸借権の解約通知について
- 日程第 6 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第 7 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第 8 議案第 3号 農用地利用集積計画について
- 日程第 9 議案第 4号 非農地証明願について

1 出席委員 (22名)

- | | |
|--------------------|-----------------|
| 1番 佐々木 栄 夫 委員、 | 2番 佐藤 勝 委員、 |
| 3番 熊谷 ゆり 委員、 | 4番 佐々木 弘 委員、 |
| 5番 遊佐 一成 委員、 | 6番 菅原 勝宏 委員、 |
| 7番 岩淵 敬一 委員、 | 9番 阿部 一信 委員、 |
| 10番 曾根 金雄 委員、 | 11番 三浦 正勝 委員、 |
| 12番 鈴木 和子 委員、 | 13番 芳賀 博秋 委員、 |
| 14番 尾形 陽一郎 委員、 | 15番 高橋 寛 委員、 |
| 16番 狩野 善典 委員、 | 17番 佐々木 耕太郎 委員、 |
| 18番 高橋 榮一 委員、 | 19番 岩渕 弘 委員、 |
| 20番 三浦 栄 委員、 | 21番 大沢 純香 委員、 |
| 23番 吉田 優俊 会長職務代理者、 | |
| 24番 鈴木 康則 会長 | |

2 欠席委員

- 8番 米山 嘉彦 委員、
- 22番 大場 裕之 委員、

3 議事に参与した者

事務局長	二階堂	賢
事務局長補佐	小 山	雅 規
農地農政係 主 幹	高 橋	潤
農地農政係 主 事	千 葉	和 哉
農地農政係 主 事	菅 原	佑 太

(午後1時30分 開会)

議長

ご起立願います。「ご苦労様でございます。」

ご着席願います。

今月は各区において、復元モデル事業が実施されたようで、大変ご苦労様でした。きれいに復元されたと伺っており、感謝申し上げます。

また、コロナ感染者の発生が落ち着いてきておりますが、冬場に感染の猛威を振るうようですので、懇親会もほどほどにしながら油断せず、健康に留意していただければと存じます。

議長

それでは、ただ今から、令和 3年 第11回 栗原市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、22名であります。

定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

議長

欠席の通告があります。

議席番号 8番 米山 嘉彦 委員、議席番号22番 大場 裕之 委員 から所要のため、欠席する旨の通告がございます。

議長

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

議案説明等のため、事務局長のほか関係職員を出席させております。

議長

なお、新型コロナウイルス感染症 予防対策のため、会議場の換気をしております。また、皆様にはマスク着用をお願いいたします。

議長

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員は、会議規則第27条の規定により、議席番号11番 三浦 正勝 委員、議席番号12番 鈴木 和子 委員の両名を指名いたします。

議長

日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本総会の会期は、本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

—「異議なし」の声—

議長

ご異議なしと認めます。

よって、本総会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

議長

日程第3、事務報告を行います。事務局長から報告いたします。

事務局長

議案資料に基づき、令和3年11月4日から令和3年11月26日までに実施及び開催があった事務事業等の報告、並びに令和3年12月2日から令和3年12月24日までに予定している事務事業等について説明。

議長

これで、日程第3、事務報告を終わります。

議長

日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、を報告いたします。

第1区の番号1番・2番の2案件、第2区の番号3番から12番までの10案件、第3区の番号13番・14番の2案件、合わせて14案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 4筆 11,700㎡、及び、畑 4筆 4,367㎡、合計 16,067㎡、

番号2番は、築館地区の田 2筆 4,269㎡、いずれも、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の2案件、

第2区の番号3番は、若柳地区の田 8筆 7,144㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号4番は、金成地区の田 4筆 2,832㎡、売買のためによる農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号5番は、金成地区の田 2筆 2,197㎡、

番号6番は、金成地区の田 20筆 23,289㎡、いずれも、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の2案件、

番号7番は、金成地区の田 8筆 8,192㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号8番は、金成地区の田 1筆 6,279㎡、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の1案件、

番号9番は、志波姫地区の田 1筆 271㎡、

番号10番は、志波姫地区の畑 2筆 586㎡、

番号11番は、志波姫地区の田 1筆 783㎡、いずれも、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の3案件、

番号12番は、志波姫地区の田 1筆 315㎡、売買のためによる基盤法による賃貸借権解約の1案件、

第3区の番号13番は、花山地区の田 8筆 7,817㎡、及び、畑 3筆 2,343㎡、合計 10,160㎡、双方合意による農地法第3条による賃貸借権解約の1案件、

番号14番は、花山地区の田 4筆 3,598㎡、双方合意による基盤法による賃貸借権解約の1案件、

以上、14案件を説明報告。

議長

これで、日程第4、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知について、報告を終わります。

議長

日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、を報告いたします。

第3区の番号1番・2番の2案件について、事務局から報告いたします。

事務局

第3区の番号1番は、栗駒地区の田 2筆 383㎡、
番号2番は、栗駒地区の田 1筆 382㎡、いずれも、贈与のためによる農地法
第3条による使用貸借権解約の2案件を説明報告。

議長

これで、日程第5、報告第2号、使用貸借権の解約通知について、報告を終わります。

議長

日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番から5番までの5案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 4筆 11,700㎡、及び、畑 4筆
4,367㎡、合計 16,067㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、
番号2番は、築館地区の田 2筆 6,062㎡、相手方の要望による賃貸借権設
定の1案件、

番号3番は、一迫地区の田 19筆 35,393㎡、及び畑 2筆 776㎡、
合計 36,169㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

番号4番は、瀬峰地区の畑 1筆 242㎡、

番号5番は、瀬峰地区の畑 1筆 306㎡、いずれも、経営規模拡大のための所
有権移転売買の2案件、

なお、この2案件は市外居住者の取得になりますが、市内においてすでに農業経営
を行っている方につき詳細説明は省略。

以上、5案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る11月19日、農地利用最適化推進委員の千葉 律雄 委員、及び 小原
公康 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたしま
す。

それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請については、去る11月19日の
金曜日に3名で、書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番・2番の詳細については事務局から説明があったとおりですが、相手方の要望により労力不足のため、所有権移転売買と賃貸借権設定となっており、許可に当たっては審査基準で特に問題がないものと判断いたしました。

番号3番については、親子間の経営継承、農業者年金継続受給のための使用貸借権設定となっており、特に問題がないものと判断いたしました。

番号4番・5番については、相手方の要望による経営規模拡大のための所有権移転売買の案件となっております、許可に当たっては、審査基準である全部効率利用要件や地域調和要件を勘案しますと、特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号6番から13番までの8案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号6番は、若柳地区の畑 3筆 3, 540㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号7番は、若柳地区の田 8筆 7, 033㎡、

番号8番は、若柳地区の田 8筆 9, 626㎡、いずれも、相手方の要望による賃貸借権設定の2案件、

番号9番は、金成地区の田 1筆 229㎡、相手方の要望による所有権移転売買の1案件、

番号10番は、金成地区の田 11筆 11, 693㎡、経営規模拡大のための賃貸借権設定の1案件、

番号11番は、志波姫地区の田 1筆 78㎡、耕作利便向上のための所有権移転売買の1案件、

番号12番は、志波姫地区の田 1筆 315㎡、経営規模拡大のための所有権移転売買の1案件、

番号13番は、志波姫地区の田 13筆 14, 988㎡、及び、畑 2筆 1, 568㎡、合計 16, 556㎡、経営継承のための使用貸借権設定の1案件、

この案件は、市外居住者が所得する案件となっておりますが、借人は貸人の娘であり、現在すでに10年以上耕作中であることから、詳細説明は省略。

以上、8案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る11月22日、議席番号14番 尾形 陽一郎 委員、農地利用最適化推進委員の 菅原 昌行 委員、及び 氏家 勝子 委員が現地確認調査を行っておりますので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、菅原 昌行 推進委員から報告願います。

菅原 昌行 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る11月22日の月曜日に4名にて、書類審査等を行いました。

詳細については、ただ今事務局から説明があったとおりであります。

番号6番から10番までについては、相手方の要望や経営規模拡大のための所有権移転売買や賃貸借権設定となっております。許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

番号11番については、耕作利便のための所有権移転売買であり、許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

番号12番については、経営規模拡大のための相手方の労力不足による所有権移転売買となっております。許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

番号13番については、親子間の経営継承であり、以前から適正に水田と畑を管理していることから許可に当たっては特に問題がないものと判断いたしました。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号14番から21番までの8案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の 番号14番は、栗駒地区の田 1筆 382㎡、
番号15番は、栗駒地区の田 2筆 383㎡、いずれも、経営の合理化のための
所有権移転贈与の2案件、

番号16番は、栗駒地区の畑 2筆 696㎡、相手方の要望による所有権移転贈
与の1案件、市外居住者の取得になるので、詳細説明。

番号17番は、鶯沢地区の畑 1筆 412㎡、耕作利便のための所有権移転贈与
の1案件、

番号18番は、花山地区の田 1筆 675㎡、相手方の要望による所有権移転売
買の1案件、

番号19番は、花山地区の田 2筆 2,667㎡、耕作利便のための賃貸借権設
定の1案件、

番号20番は、花山地区の田 2筆 2,906㎡、相手方の要望による賃貸借権
設定の1案件、

番号21番は、花山地区の田 4筆 3,598㎡、経営規模拡大のための賃貸借
権設定の1案件、

以上、8案件の説明と全て許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、去る11月22日、議席番号23番 吉田 優俊 職務代理者、農地利用最適化
推進委員の 佐藤 東一 委員、及び 山田 善太郎 委員が現地確認調査を行っておりま
すので、その結果の報告をお願いいたします。

それでは、佐藤 東一 推進委員から報告願います。

佐藤 東一 推進委員

議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、去る11月22日の
月曜日に栗駒総合支所において4名にて、書類審査、その後現地確認を行いました。

番号14番、15番、17番は、所有権移転贈与、経営の合理化です。

番号16番は、現地を確認しますと農地の管理はきれいにされており、詳細につい
ては事務局の説明のとおりです。

番号18番は、所有権移転売買、労働力不足のため相手方の要望によりです。

番号19番は、相手方の要望による耕作利便のためです。借受人は高齢者ですが、
息子さんが耕作するとのことで、賃貸借権設定。

番号20番・21番は、労働力不足により、相手方の要望及び経営規模拡大のため
の賃貸借権設定となっております。

以上、ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり許可することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第6、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についての、番号1番から21番までの21案件は、原案のとおり許可することに決定いたしました。

議長

日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件について審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、所有権移転売買の案件で、瀬峰地区の畑 1筆 170㎡を住宅用地として転用し、自家用駐車場を造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりあり第1種農地に該当しますが、転用目的が既存の施設の拡張であり、拡張面積が既存敷地面積の2分の1以内となっておりますので、不許可の例外規定に該当する旨の1案件が許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、小原 公康 推進委員から報告願います。

小原 公康 推進委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る11月19日の金曜日に、3名にて書類審査及び現地確認を行いました。

番号1番の案件は、宅地入り口右側に畑がありますが、現在は使ってはいないのですが、少し低くなっておりますので、事務局から説明があったとおり土盛りと敷砂利をして、車3台分の駐車場を造成する目的の所有権移転売買であります。

許可にあたっては、特に問題が無いものと判断いたしました。
ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番・3番の2案件を審議いたします。
それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、所有権移転売買の案件で、若柳地区の畑 1筆 506㎡を住宅用地として転用し、一般個人住宅及び駐車場を建築造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりあり第1種農地に該当しますが、集落に接続して設置される一般住宅となることから、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

番号3番は、使用貸借権設定の案件で、若柳地区の田 1筆 2,313㎡のうち、217.78㎡、及び、畑 1筆 3,283㎡のうち、194.12㎡、合計411.90㎡を業務用地として一時転用し、携帯電話無線基地局工事に伴う資材置場及び作業ヤードを造成するものであります。

農地区分は、農地の広がりあり第1種農地に該当しますが、期間を限定しての一時転用となることから、不許可の例外規定に該当する旨の1案件、

以上2案件が、許可要件を満たしていることを説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。
それでは、14番 尾形 陽一郎 委員から報告願います。

14番 尾形 陽一郎 委員

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について、去る11月22日の月曜日に4名にて、書類審査及び現地確認を行いました。

番号2番については、事務局から説明があったとおりですけれども、集落の中にある休耕畑であり、以前に近隣が火災の被害があり、周辺の土地とともにしばらく更地になっていたものをあらためて区画して宅地転用するものであります。

番号3番の案件については、携帯電話用基地局の建設工事のための一時転用の使用貸借でありまして、いずれの案件も隣地には影響がないものと確認し、許可に当たっては、特に問題がないものと判断いたしました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第2号について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

議長

よって、日程第7、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請についての、番号1番から3番までの3案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、意見を附して宮城県知事に送付いたします。

議長

日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画について、を議題といたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限に該当する案件がありますので、はじめに、審議を行います。

第1区の番号2番・3番の2案件を審議いたします。

議席番号1番 佐々木 栄夫 委員は、議事参与の制限に当たりますので、退席願います。

暫時休憩いたします。(午後2時2分) (1番 佐々木 栄夫 委員 退席)

議長

会議を再開します。(午後2時3分)

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号2番は、築館地区の田 3筆 7, 247㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号3番は、築館地区の田 3筆 8, 704㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認め、次に、討論を行います。

討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号の番号2番・3番の2案件について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号2番・3番の2案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

農業委員会等に関する法律第31条の規定による、委員の議事参与の制限を解き、議席番号1番 佐々木 栄夫 委員の入場を許可いたします。

暫時休憩いたします。(午後2時4分) (1番 佐々木 栄夫 委員、着席)

議長

会議を再開いたします。(午後2時4分)

次に、第1区の番号1番並びに4番の2案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、築館地区の田 3筆 6, 077㎡、
番号4番は、高清水地区の田 14筆 8, 569㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号5番から16番までの12案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号5番は、若柳地区の畑 1筆 488㎡、
番号6番は、若柳地区の田 6筆 5,365㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の2案件

番号7番は、若柳地区の田 3筆 4,847㎡、

番号8番は、若柳地区の田 1筆 7,584㎡、

番号9番は、若柳地区の田 3筆 3,063㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の3案件、

番号10番は、金成地区の田 4筆 2,832㎡、

番号11番は、金成地区の田 2筆 282㎡、

番号12番は、金成地区の田 4筆 17,963㎡、

番号13番は、金成地区の田 1筆 6,279㎡、いずれも、所有権移転売買である旨の4案件を説明。

番号14番は、金成地区の田 1筆 503㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号15番は、志波姫地区の田 5筆 8,879㎡、所有権移転売買である旨の1案件、

番号16番は、志波姫地区の田 5筆 5,949㎡、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

以上、12案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第3区の番号17番から21番までの5案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第3区の番号17番は、栗駒地区の田 27筆 36,062㎡、農地中間管理事業による、新規の賃貸借権設定である旨の1案件、

番号18番は、鶯沢地区の田 4筆 6,170㎡、

番号19番は、鶯沢地区の田 3筆 4,208㎡、

番号20番は、鶯沢地区の田 1筆 3,961㎡、

番号21番は、鶯沢地区の田 1筆 1,652㎡、いずれも、新規の賃貸借権設定である旨の4案件、

以上、5案件を説明。

議長

議案の内容説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第3号の番号1番、及び番号4番から21番について、原案を可とすることに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第8、議案第3号 農用地利用集積計画についての、番号1番及び、番号4番から21番までの19案件は、原案を可とすることに決定いたしました。

なお、その旨、栗原市長に通知いたします。

議長

日程第9、議案第4号 非農地証明願について、を議題といたします。

はじめに、第1区の番号1番の案件を審議いたします。

それでは、議案の朗読を省略し、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第1区の番号1番は、一迫地区の畑 3筆 700㎡、願出地は、養蚕業のための桑畑として利用しておりましたが廃業し、平成10年頃から労力不足により荒廃して山林化し現在に至るもので、今後、農地への復旧が困難であることから山林への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、千葉 律雄 推進委員から報告願います。

千葉 律雄 推進委員

議案第4号 非農地証明願については、去る11月19日の金曜日に3名で書類審査及び現地確認を行いました。

議案の詳細については、ただ今事務局から説明があったとおりにございます。

番号1番については、隣接地がすでに20年から30年と思われる杉林に囲まれまして、願出地も原野化しており、農地への復元は非常に困難であると確認し、許可に当たっては、特に問題がないものと判断しました。

ご審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。

次に、第2区の番号2番の案件を審議いたします。

それでは、内容を事務局から説明いたします。

事務局

第2区の番号2番は、志波姫地区の畑 1筆 46㎡、願出地は、先代が昭和49年頃に、住宅建築を行い居宅の一部として使用し現在に至るもので、今後、農地への復旧が困難であることから、宅地への地目変更を願い出た旨の1案件を説明。

議長

次に、現地確認調査の結果報告をお願いいたします。

それでは、氏家 勝子 推進委員から報告願います。

氏家 勝子 推進委員

議案第4号 非農地証明願について、去る11月22日の月曜日に4名にて、現地を確認してまいりました。

番号2番の件は、願出地は、現在、大部分を占めていた建物が解体されておりましたが、既存の建物が2棟現存していること、それから隣地との境に竹が繁っているなどの現状でありました。

農地としての復旧は困難であると確認いたしましたので、報告いたします。

審議の程、よろしくをお願いいたします。

議長

議案の内容説明及び現地確認調査の結果報告が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

—「質疑なし」の声—

議長

質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。

次に、討論を行います。討論ありませんか。

—「討論なし」の声—

議長

討論なしと認め、これより採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり承認することに賛成の委員は、挙手願います。

—「挙手多数」—

議長

挙手多数であります。

よって、日程第9、議案第4号 非農地証明願についての、番号1番・2番の2案件は、原案のとおり、承認することに決定いたしました。

議長

以上をもちまして、会議案件は全て議了いたしました。

これで、令和3年 第11回 栗原市農業委員会総会を閉会いたします。

議長（会長）

ご起立願います。ご苦勞様でした。

<午後 2時14分 閉会 >

本会議の顛末を記録し、その正当なることを証するためここに署名する。

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員